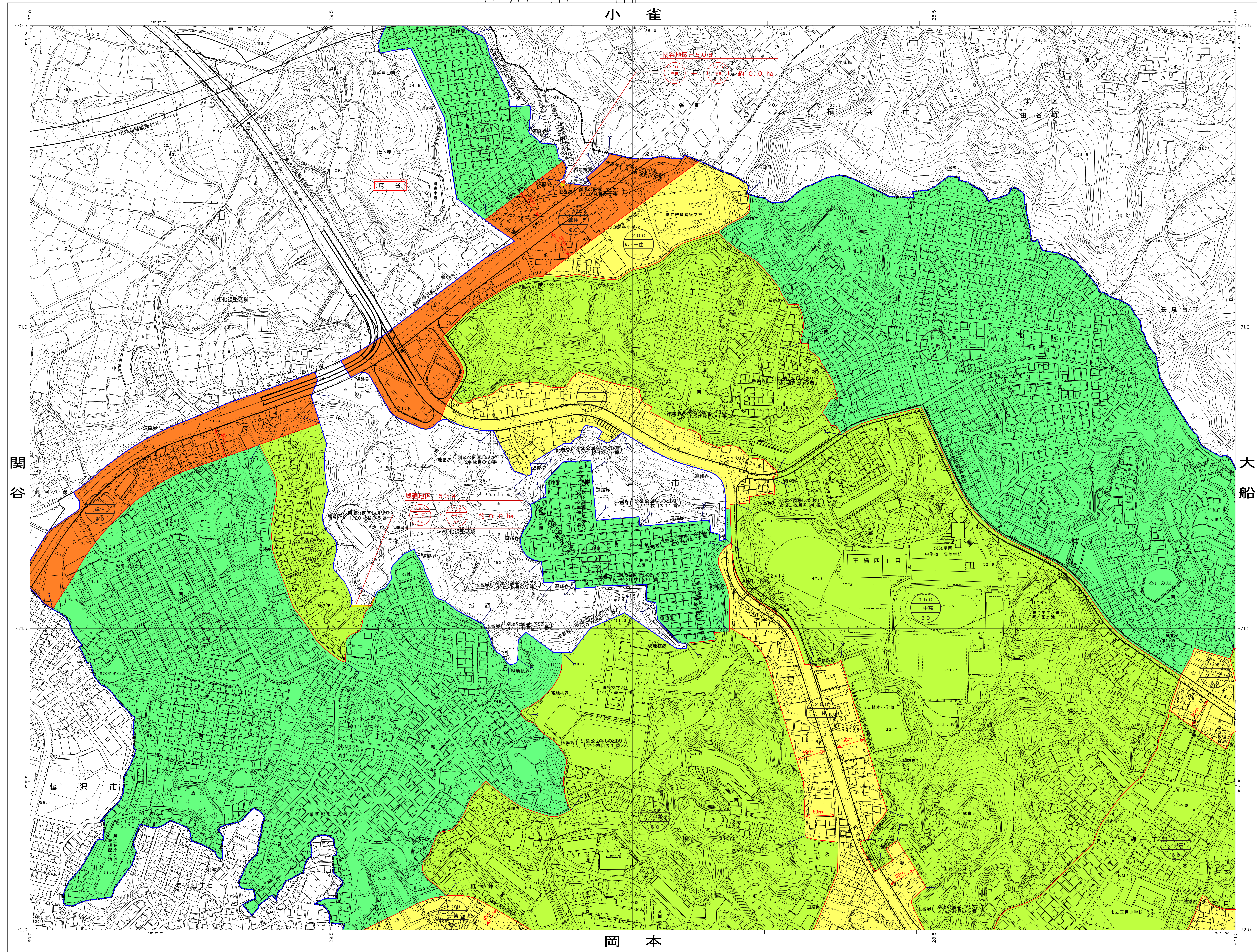


(原案)

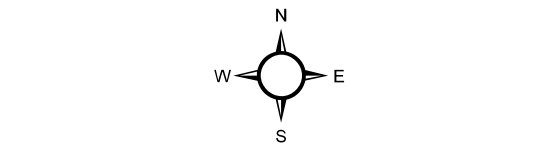
城廻

1:2,500 都市計画基本図
IX-MD 32-4



IX-MD 32-4

小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市



記 号

緑 通 道	A 25.6 三 角 点
緑 通 道	B 25.6 三 角 点
緑 通 道	C 25.6 三 角 点
緑 通 道	D 25.6 三 角 点
緑 通 道	E 25.6 三 角 点
緑 通 道	F 25.6 三 角 点
緑 通 道	G 25.6 三 角 点
緑 通 道	H 25.6 三 角 点
緑 通 道	I 25.6 三 角 点
緑 通 道	J 25.6 三 角 点

小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市

小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市

小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市

小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市
小 雀	関 谷	大 船	岡 本	鎌 倉 市

この図は、平成14年国土交通省告示第9号の規定により第1種産業
図影は概算カルト図法
図影に示してある座標値はキロメートル単位
図影に示してある経緯度値は10秒間隔
両者の差は東京港の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面図の縮尺は世界測地系2011による

IX-MD	市 名	鎌 倉 市
事 項	鎌倉都市計画用途地の変更	
件 名	計画図	
図面の名称	計画図	
縮 尺	1/2,500	
番 号	1/10	
作成年月日	令和	年 月 日

国際航業株式会社調製

平成10年 第1回 修正	1. (1) 平成10年 第1回 修正	6. 月経地帯図 (鎌倉市全域 C1-74.44-74.45)
平成21年 第2回 修正	2. (1) 平成10年 第2回 修正	7. 月経地帯図 (鎌倉市全域 C1-74.44-74.45)
平成26年 第3回 修正	3. (1) 平成10年 第3回 修正	8. 月経地帯図 (鎌倉市全域 C1-74.44-74.45)
令和元年 第4回 修正	4. (1) 平成10年 第4回 修正	9. 月経地帯図 (鎌倉市全域 C1-74.44-74.45)
	5. (1) 平成10年 第5回 修正	10. 月経地帯図 (鎌倉市全域 C1-74.44-74.45)
	6. (1) 平成10年 第6回 修正	
	7. (1) 平成10年 第7回 修正	
	8. (1) 平成10年 第8回 修正	
	9. (1) 平成10年 第9回 修正	
	10. (1) 平成10年 第10回 修正	

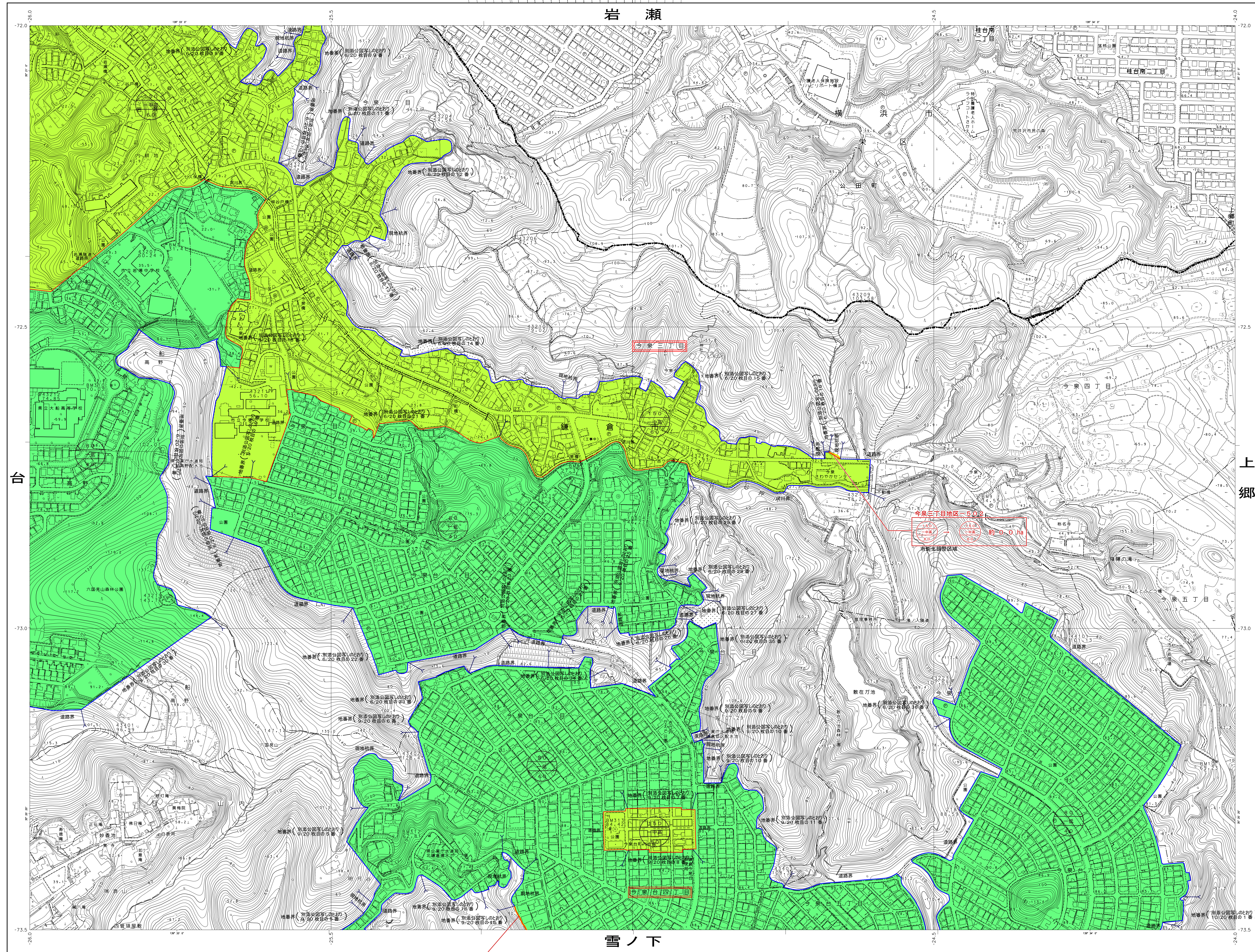
(1) この図は、平成14年国土交通省告示第9号の規定により第1種産業
図影は概算カルト図法
図影に示してある座標値はキロメートル単位
図影に示してある経緯度値は10秒間隔
両者の差は東京港の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面図の縮尺は世界測地系2011による

(2) この図は、平成14年国土交通省告示第9号の規定により第1種産業
図影は概算カルト図法
図影に示してある座標値はキロメートル単位
図影に示してある経緯度値は10秒間隔
両者の差は東京港の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面図の縮尺は世界測地系2011による

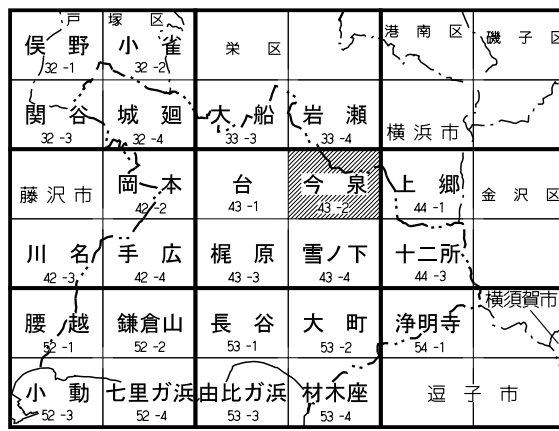
(原案)

今泉

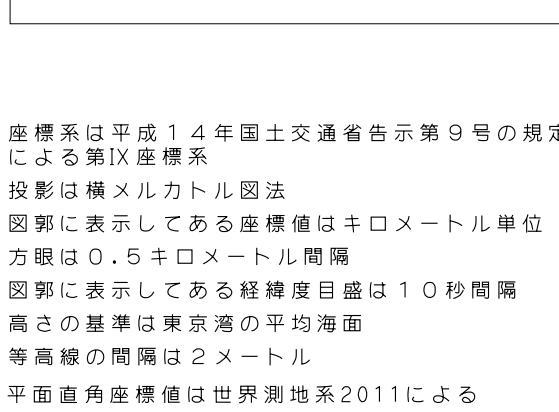
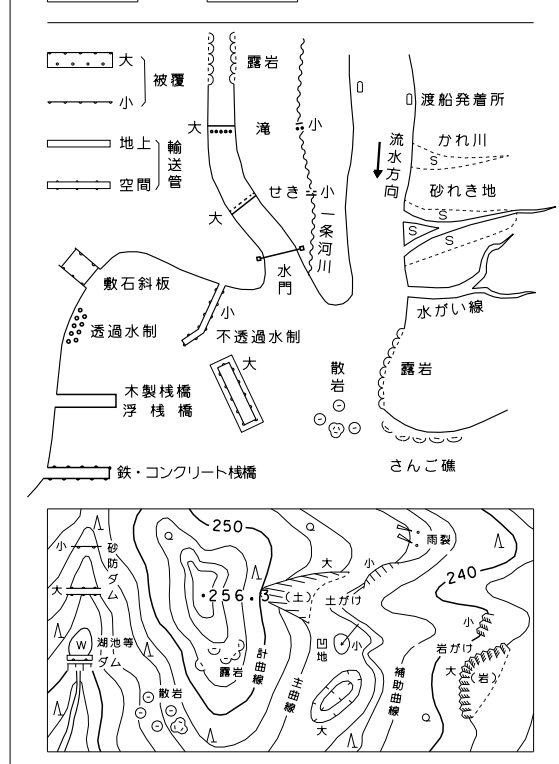
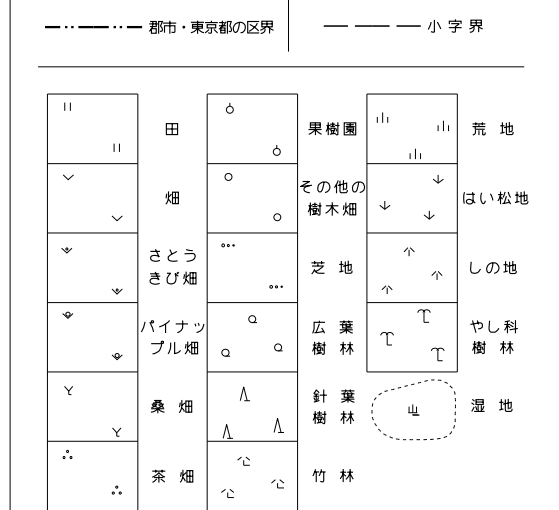
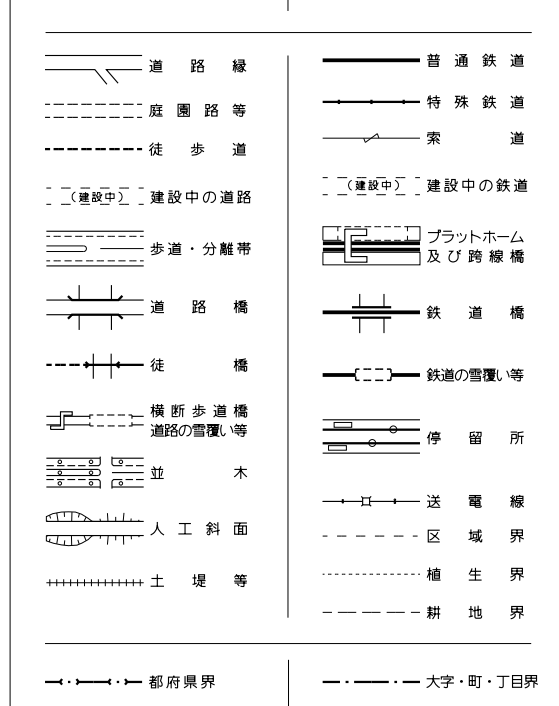
1:2,500 都市計画基本図
IX-MD 43-2



IX-MD 43-2



IX-MD 43-2

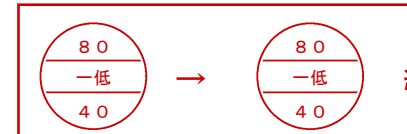


IX-MD 43-2

国際航業株式会社調製

- 平成10年測量
平成16年修正
平成21年修正
平成26年修正
令和元年修正
1. (1) 平成10年 月間測量
2. (1) 平成10年 月間測量
3. (1) 平成16年 月間測量
4. (1) 平成16年 月間測量
5. (1) 平成16年 月間測量
6. (1) 平成16年 月間測量
7. (1) 平成16年 月間測量
8. (1) 平成16年 月間測量
9. (1) 令和元年 月間測量
10. (1) 令和元年 月間測量

今泉台四丁目地区-511



約0.0ha

雪ノ下

IX-MD 43-2

IX-MD 43-2

IX-MD 43-2

IX-MD 43-2

- (1) この図面・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
【測量士番号】測量士番号1111号
【測量士事務所】測量士事務所1111号
- (2) この図面・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
【測量士番号】測量士番号1111号
【測量士事務所】測量士事務所1111号

- (3) この図面・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
【測量士番号】測量士番号1111号
【測量士事務所】測量士事務所1111号
- (4) この図面・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
【測量士番号】測量士番号1111号
【測量士事務所】測量士事務所1111号

- (5) この図面・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
【測量士番号】測量士番号1111号
【測量士事務所】測量士事務所1111号
- (6) この図面・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
【測量士番号】測量士番号1111号
【測量士事務所】測量士事務所1111号

- (7) この図面・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
【測量士番号】測量士番号1111号
【測量士事務所】測量士事務所1111号
- (8) この図面・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
【測量士番号】測量士番号1111号
【測量士事務所】測量士事務所1111号

IX-MD 43-2

IX-MD 43-2

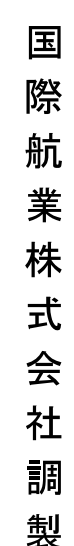
IX-MD 43-2

IX-MD 43-2

事項	市名	鎌倉市
件名	鎌倉都市計画用途地域の変更	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2,500	
番号	2/10	
作成年月日	令和 年 月 日	

雪ノ下

I X-MD 43-4



0 50 100 200 300 400 500

この建築計画は、建築物の国土利用地区の指定を受けて四角四角の測量基準を使用しているものである。 (※原簿番号) 平 1 号 12 番 33 号	この建築計画は、建築物の国土利用地区の指定を受けて四角四角の測量基準を使用しているものである。 (※原簿番号) 平 2 号 6 番 69 号
この建築計画は、国土利用地区の指定がなされて四角四角の測量基準が使用されているものである。 (※原簿番号) 平 1 号 12 番 68 号	この建築計画は、国土利用地区の指定を受けて四角四角の測量基準が使用されているものである。 (※原簿番号) 平 1 号 12 番 85 号
この建築計画は、国土利用地区の指定がなされて四角四角の測量基準が使用されているものである。 (※原簿番号) 平 2 号 12 番 47 号	

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の規定による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図形に表示してある経緯度日時は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面座標座標値は世界測地系2011による

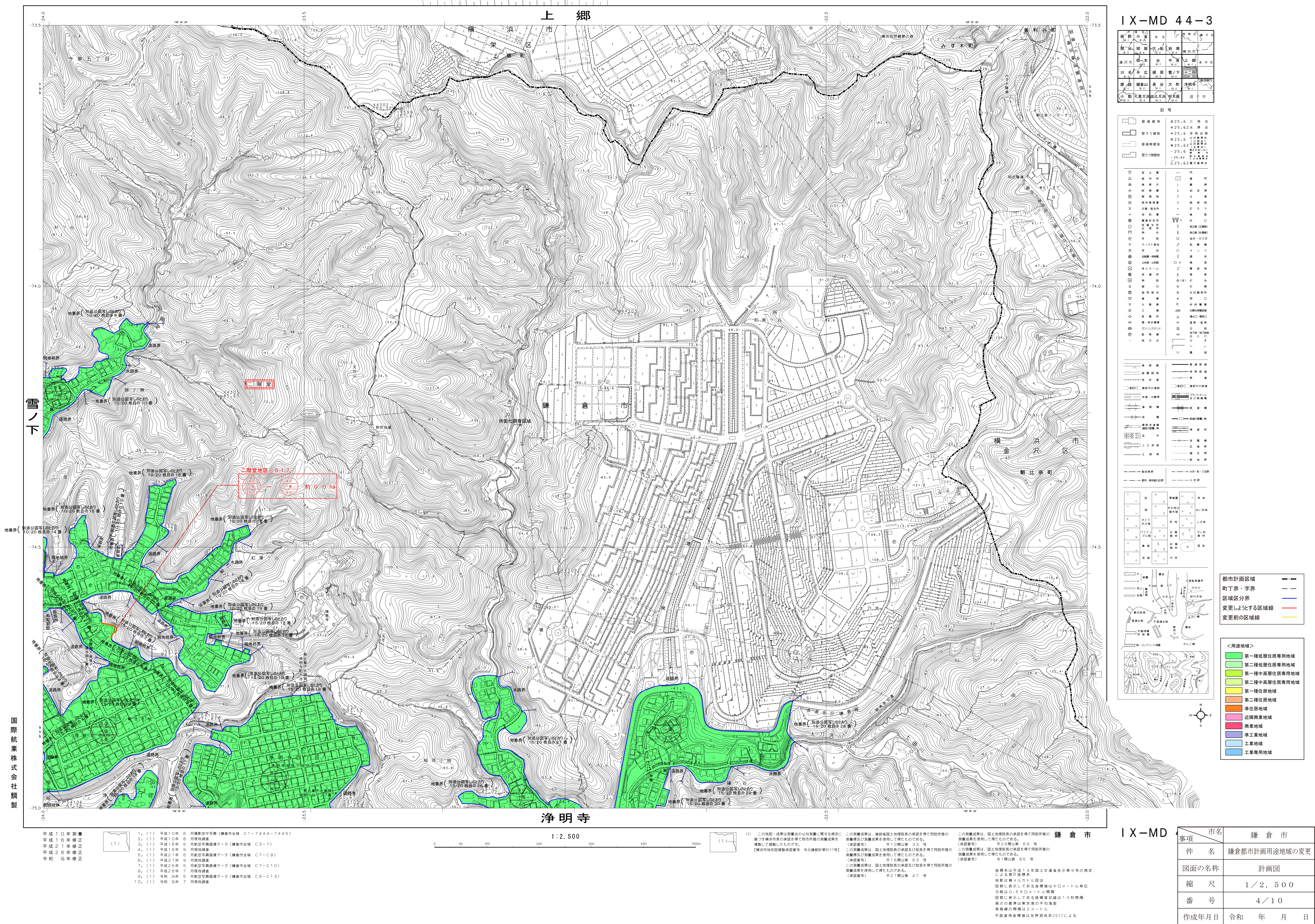
事項	市名
件 名	鎌倉都市計画用途地域の変更
図面の名称	計画図
縮 尺	1／2, 500
番 号	3／10
作成年月日	令和 年 月 日

(原案)

十二所

1:2,500 都市計画基本図

I X-MD 44-3

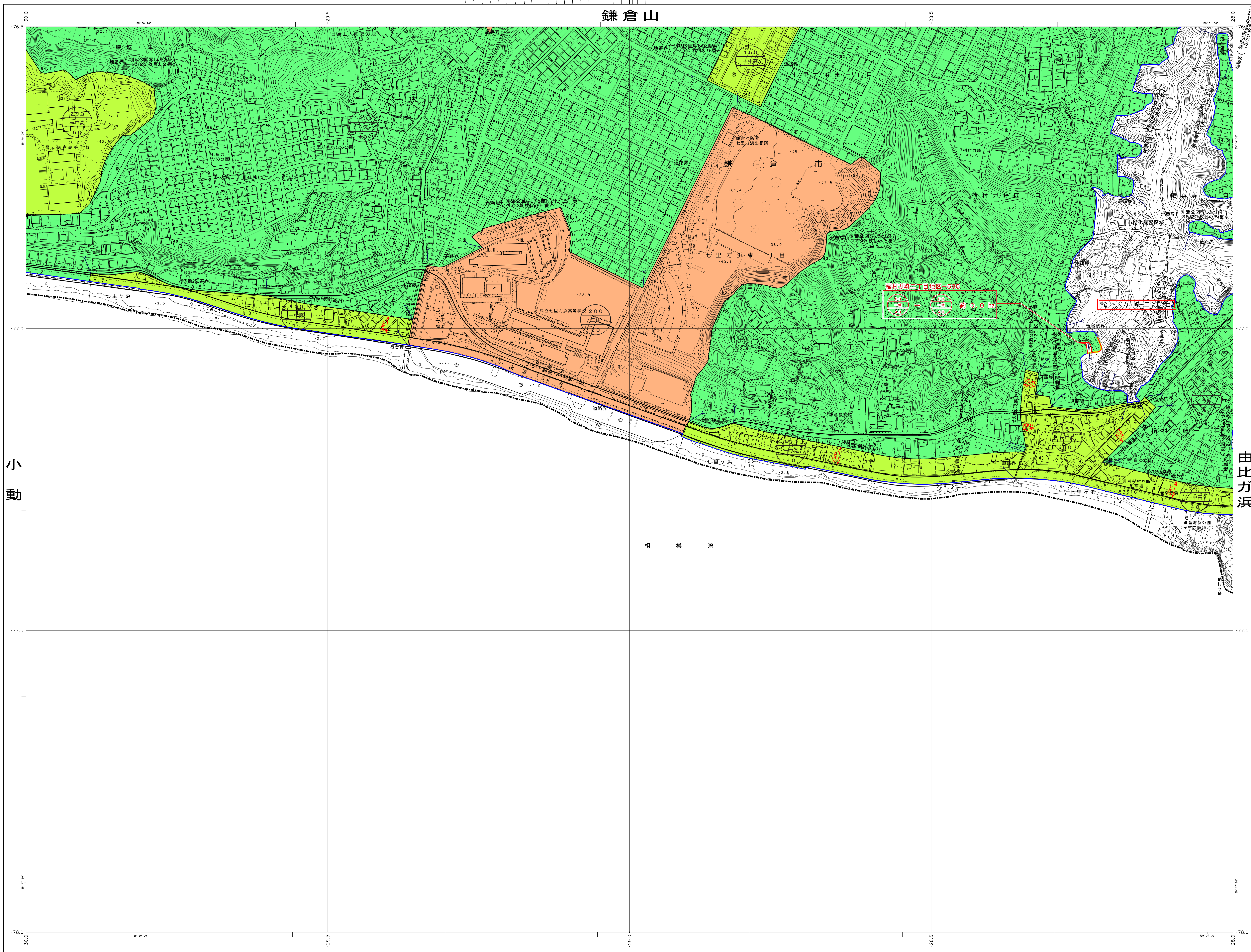


(原案)

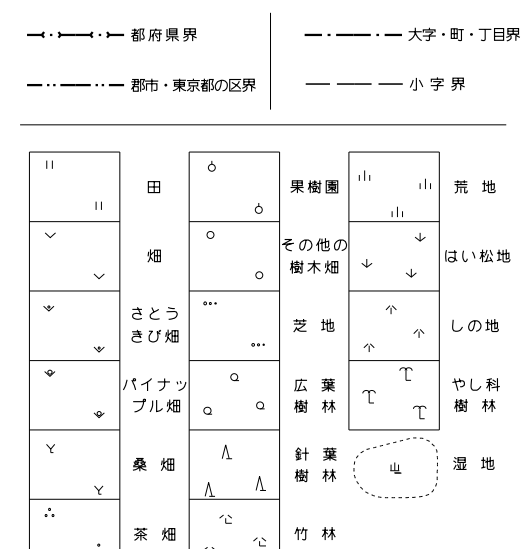
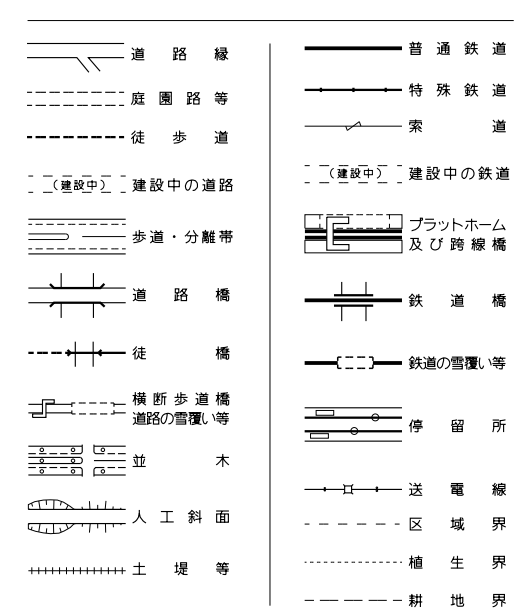
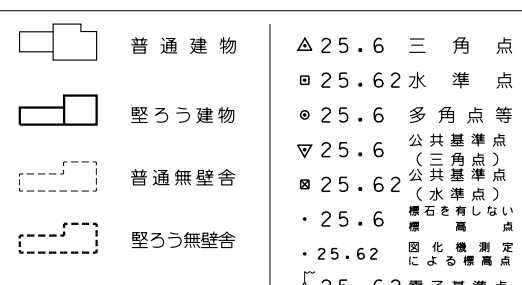
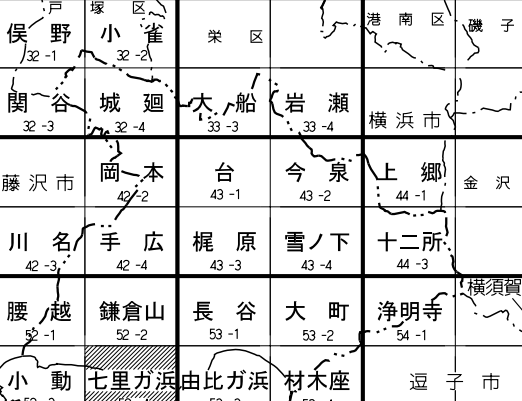
七里ガ浜

1:2,500 都市計画基本図

I X-MD 52-4



1 X-MD 52-4



都市計画区域 〓・〓・〓
町丁界・字界 〓・〓
区域区分界 〓
変更しようとする区域線 〓
変更前の区域線 〓

<用途地域>

	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

本規程は平成14年国土交通省告示第9号の規
定による第IX様式
投影は横メルカトル図法
緯線は表示してある座標値はキロメートル単位
で緯線は0.5キロメートル間隔
経線は表示してある経緯度日量は10秒間隔
高さの基準は東京港の平均海面
等高線の間隔は2メートル
水深の表示は潮位が低潮時にあり、水深は平均海面より
水深の表示は潮位が低潮時にあり、水深は平均海面より

事項	市 名	鎌 倉 市
件 名	鎌倉都市計画用途地域の変更	
図面の名称	計画図	
縮 尺	1／2，500	
番 号	5／10	
作成年月日	令和	年 月 日

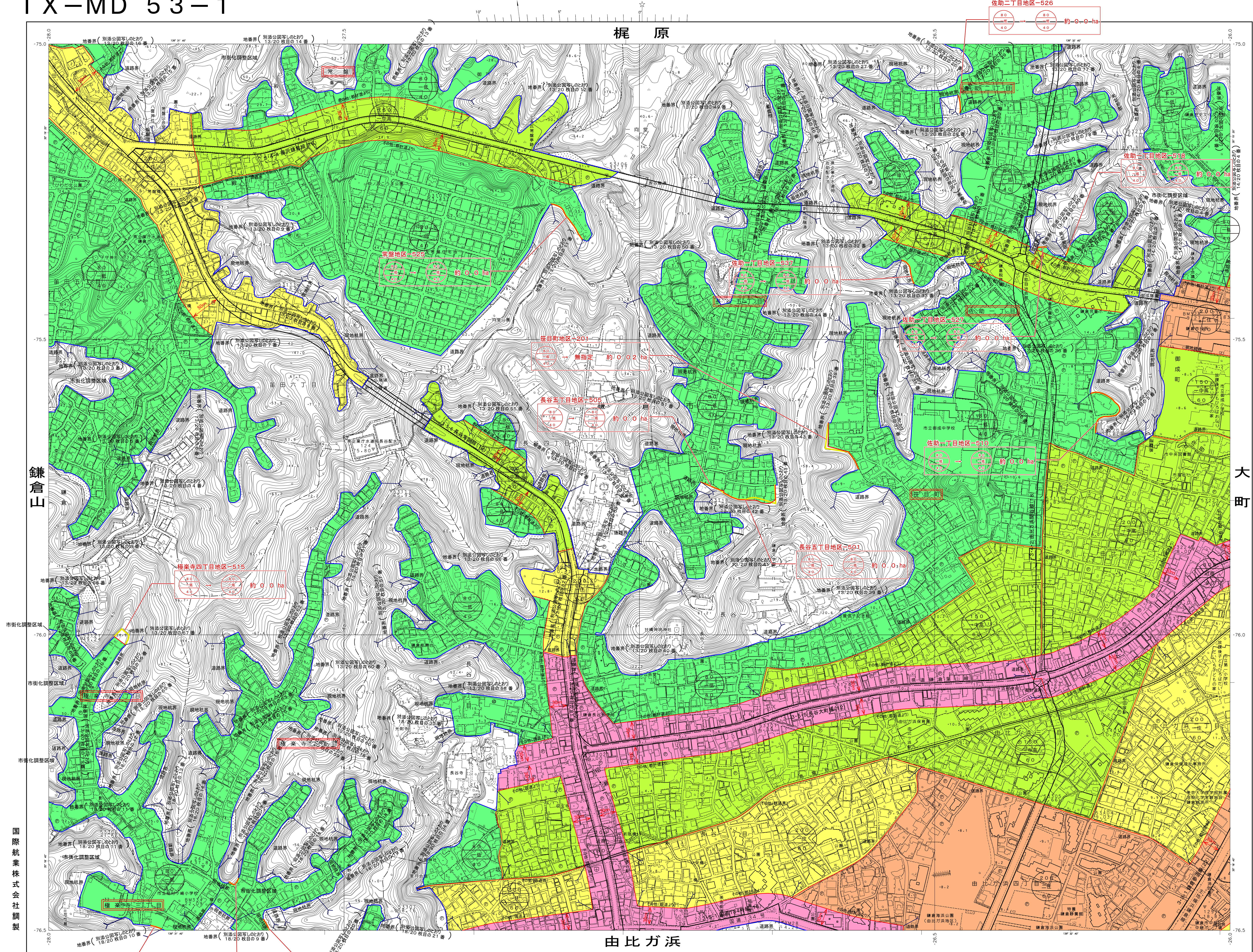
の測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。 (承認番号) 平10明公第 33 号	この測量成果は、国土院院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。 (承認番号) 平22明公第 69 号
の測量成果は、国土院院長の承認及び助産を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。 (承認番号) 平16明公第 63 号	この測量成果は、国土院院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである。 (承認番号) 関1明公第 65 号
の測量成果は、国土院院長の承認及び助産を得て同院所管の測量標を使用して得たものである。	

(原案)

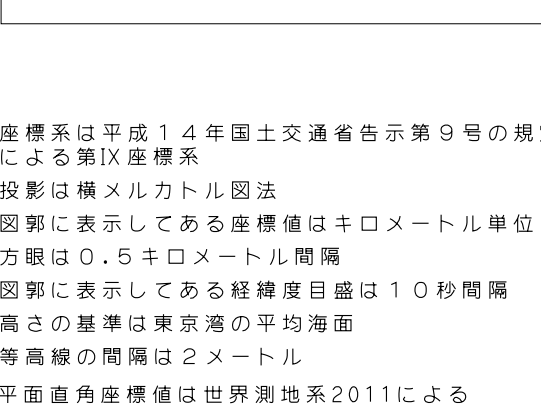
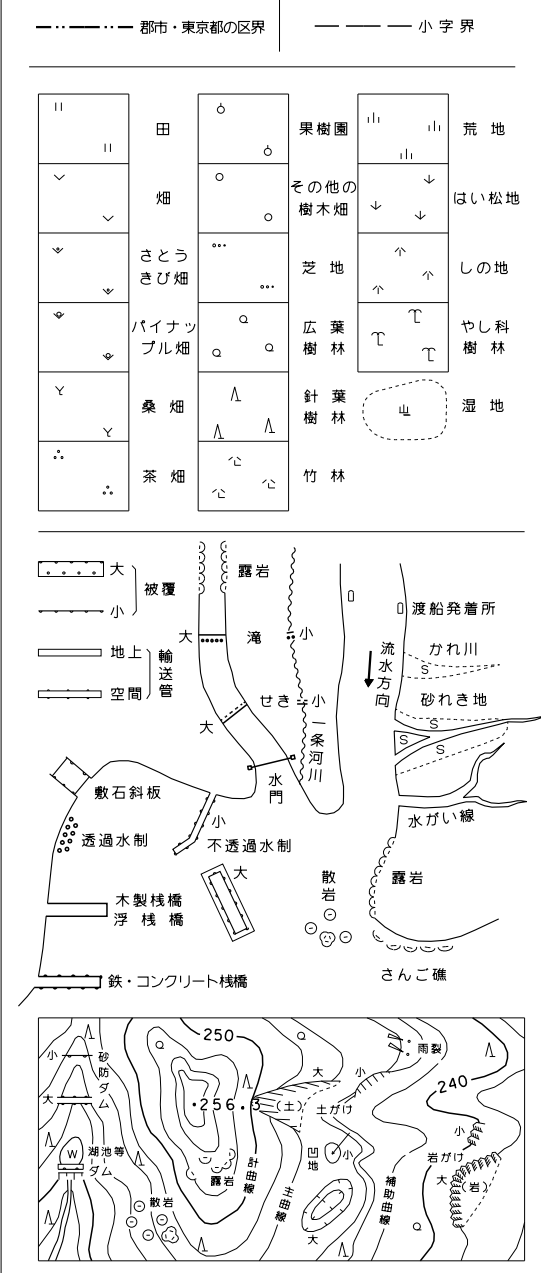
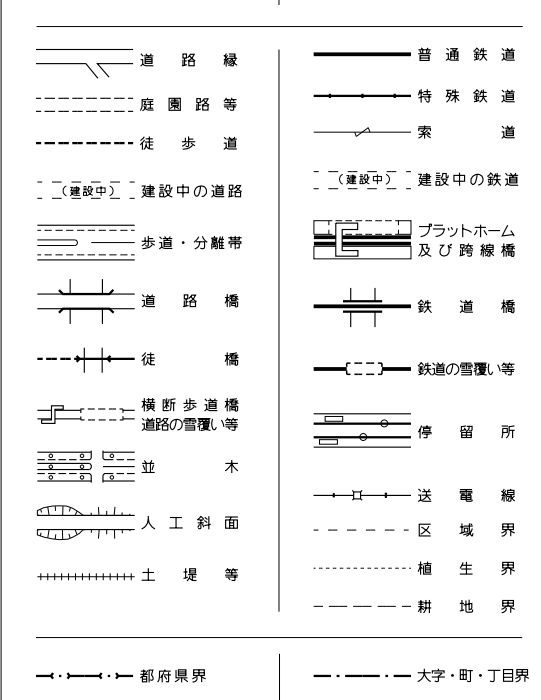
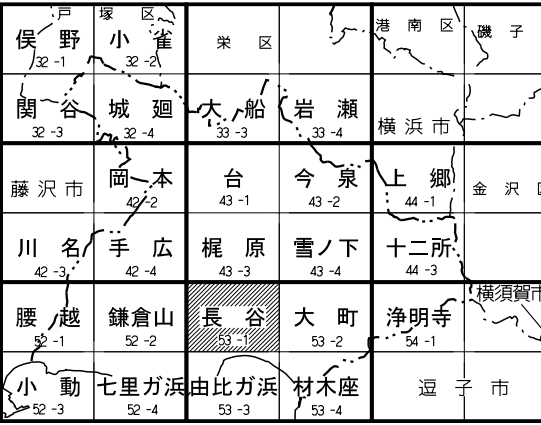
長 谷

1:2,500 都市計画基本図

I X-MD 53-1



I X-MD 53-1



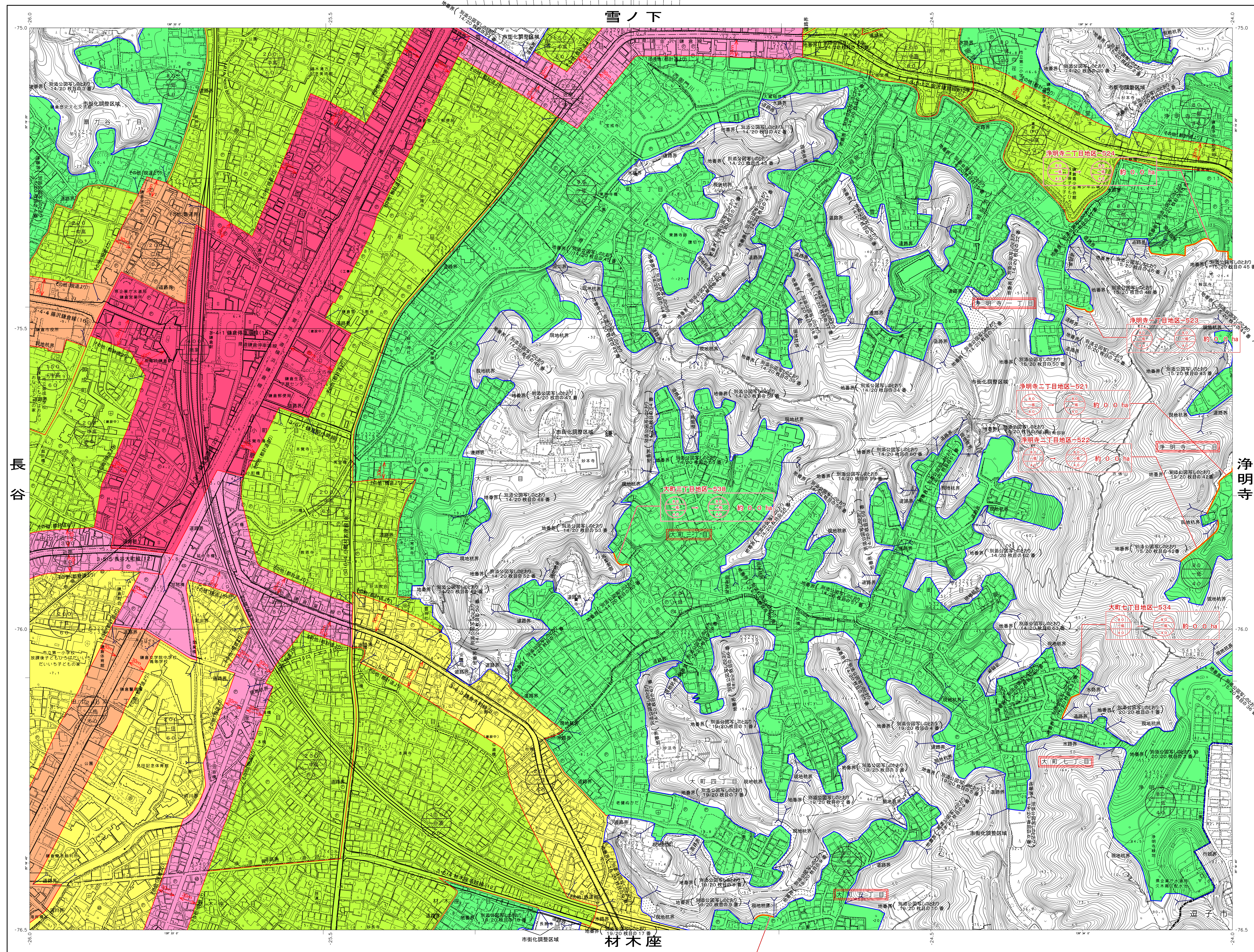
市名	鎌倉市
事項	鎌倉都市計画用途地の変更
件名	鎌倉都市計画用途地の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2,500
番号	6/10
作成年月日	令和 年 月 日

市名	鎌倉市
事項	鎌倉都市計画用途地の変更
件名	鎌倉都市計画用途地の変更
図面の名称	計画図
縮尺	1/2,500
番号	6/10
作成年月日	令和 年 月 日

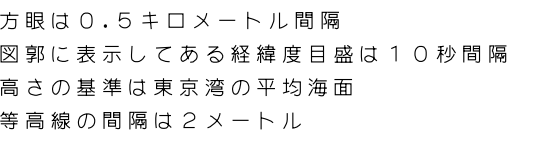
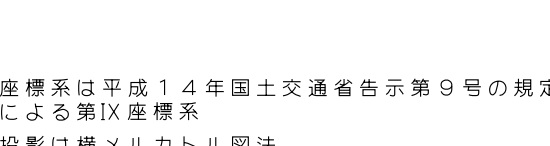
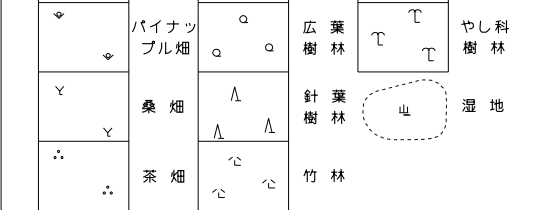
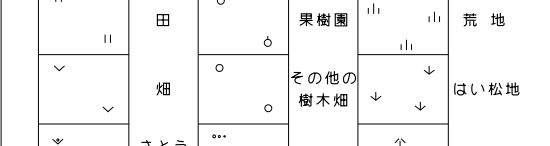
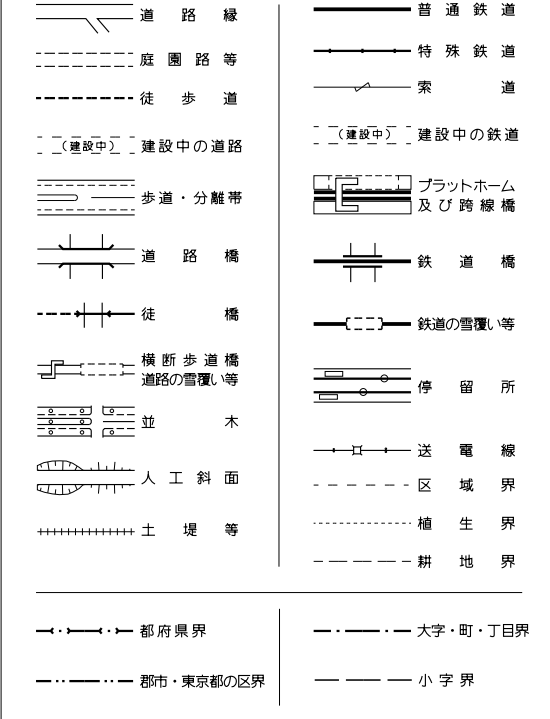
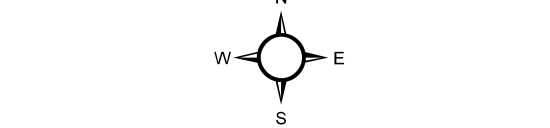
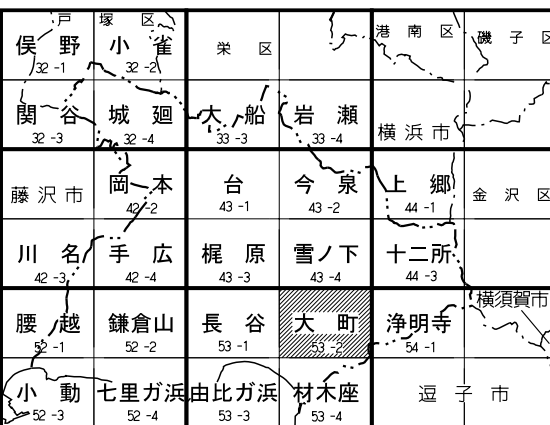
(原案)

大 町

1:2,500 都市計画基本図
IX-MD 53-2



IX-MD 53-2



国際航業株式会社調製

平成10年 測量	1. (1) 平成10年 測量	6. 月経航空写真 (鎌倉市全域 C1-7444-7445)
平成11年 修正	2. (1) 平成11年 修正	7. 月経航空写真 (鎌倉市全域 C1-7444-7445)
平成21年 修正	3. (1) 平成21年 修正	8. 月経航空写真 (鎌倉市全域 C1-7444-7445)
平成25年 修正	4. (1) 平成25年 修正	9. 月経航空写真 (鎌倉市全域 C1-7444-7445)
令和元年 修正	5. (1) 令和元年 修正	10. (1) 令和元年 修正

1:2,500	1:2,500	1:2,500
大町五丁目地区-513	大町五丁目地区-513	大町五丁目地区-513
約 0.0 ha	約 0.0 ha	約 0.0 ha

(1) この地図・図案は測量法の施行規則に基づき、測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。	(2) この図案は、建設省国土院の承認を得て、同院所管の測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。	(3) この図案は、建設省国土院の承認を得て、同院所管の測量士が測量した結果に基づき作成されたものである。
--	---	---

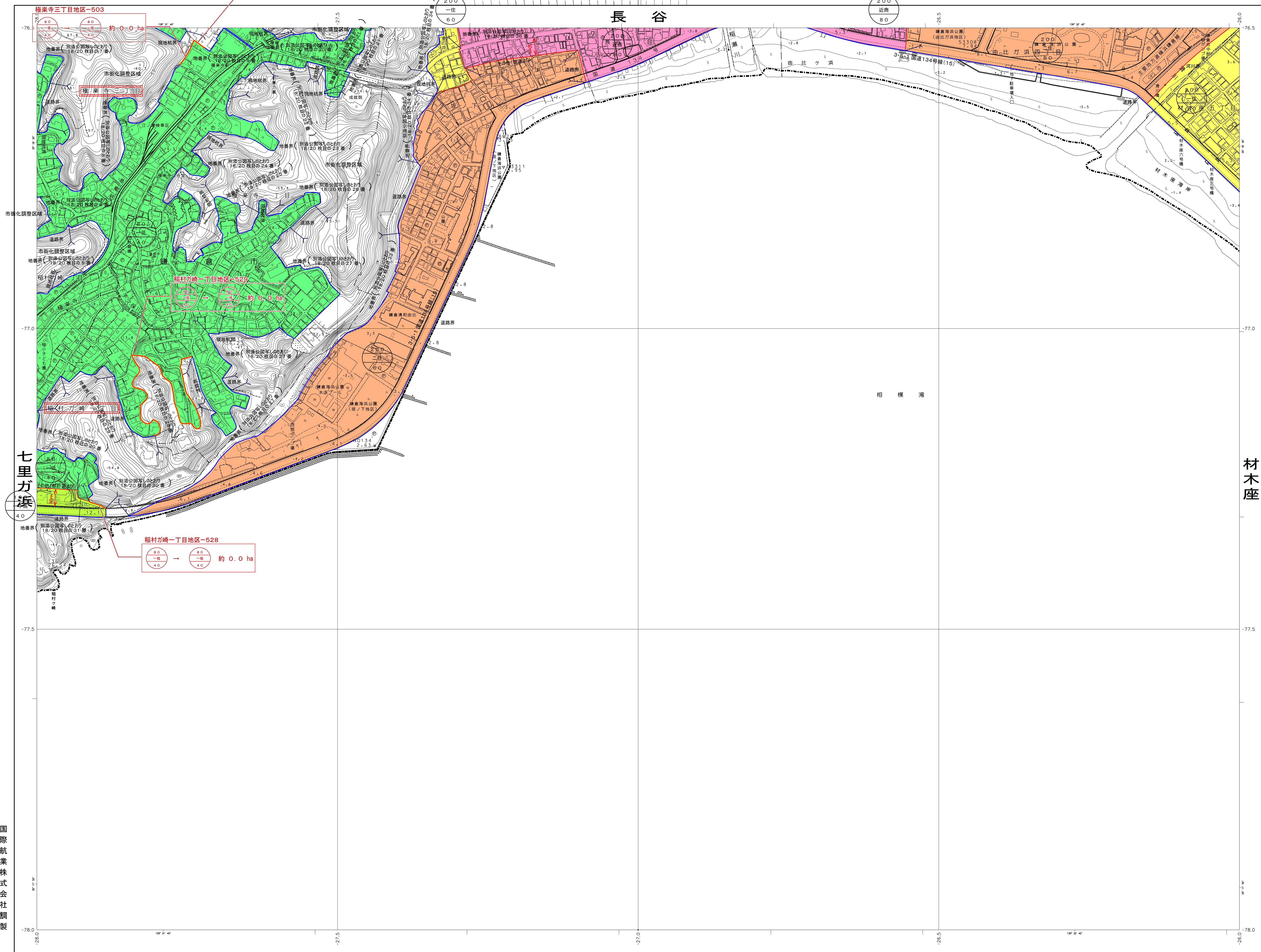
IX-MD	市名	鎌倉市
事項	鎌倉市計画用途図案の変更	
件名	鎌倉市計画用途図案の変更	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2,500	
番号	7/10	
作成年月日	令和 年 月 日	

(原案)

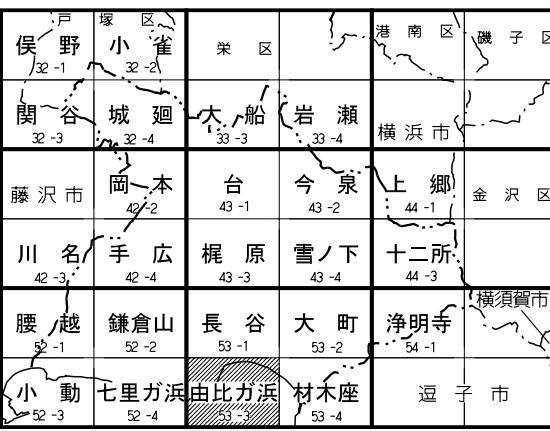
由比ガ浜

1:2,500 都市計画基本図

I X-MD 53-3



I X-MD 53-3



北

東

南

西



材木座

都市計画区域
町丁界・字界
区域区分界
変更しようとする区域線
変更前の区域線

<用途地域>
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

図解は概算図法によるものである。
図解に示してある距離はキロメートル単位
図解に示してある距離はメートル単位
図解に示してある距離はメートル単位
図解に示してある距離はメートル単位
図解に示してある距離はメートル単位

平成10年測量
平成10年修正
平成21年修正
平成26年修正
令和元年修正

1. (1) 平成10年 6月 月間測量
2. (1) 平成10年 6月 月間測量
3. (1) 平成10年 6月 月間測量
4. (1) 平成10年 6月 月間測量
5. (1) 平成10年 6月 月間測量
6. (1) 平成10年 6月 月間測量
7. (1) 平成10年 6月 月間測量
8. (1) 平成10年 6月 月間測量
9. (1) 平成10年 6月 月間測量
10. (1) 平成10年 6月 月間測量

1:2,500

この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量成果として公表したものである。
この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量成果として公表したものである。
この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量成果として公表したものである。
この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量成果として公表したものである。
この測量成果は、建設省国土院院長の承認を得て同院所管の測量成果として公表したものである。

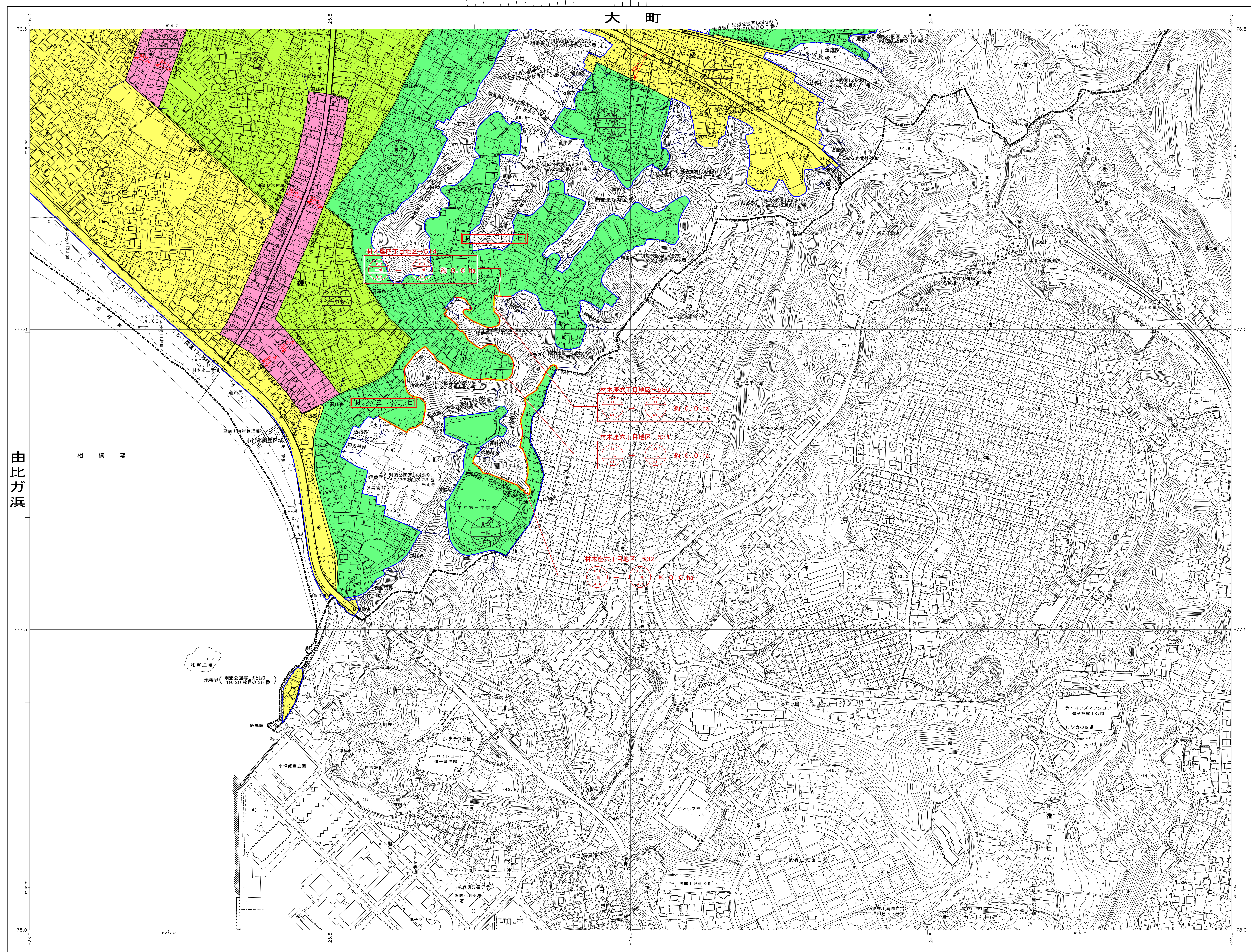
事項	市名	鎌倉市
件名	鎌倉市計画用途地の変更	
図面の名称	計画図	
縮尺	1/2,500	
番号	8/10	
作成年月日	令和 年 月 日	

(原案)

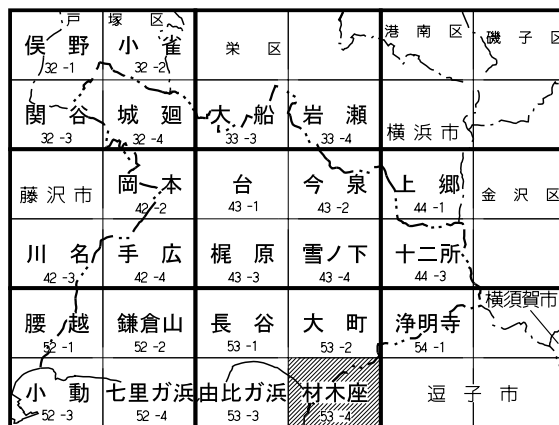
材木座

1:2,500 都市計画基本図

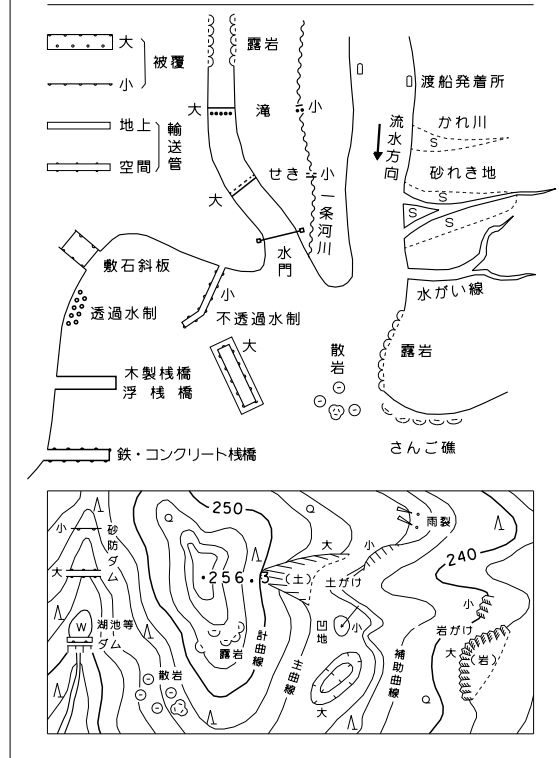
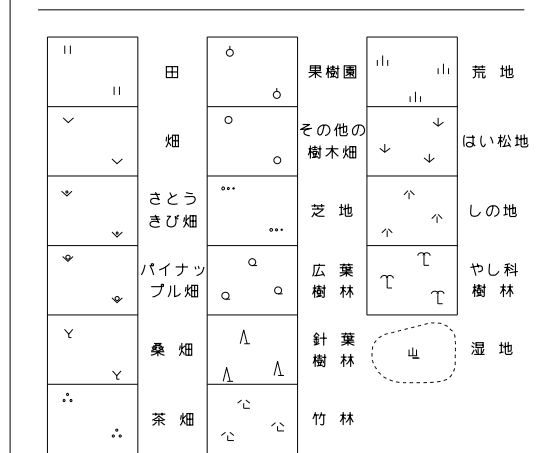
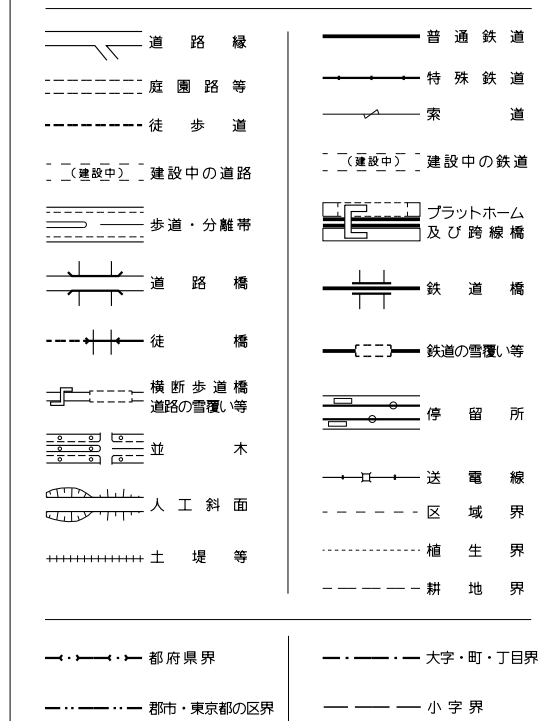
I X-MD 53-4



1 X-MD 53-4



記 號



座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の規定による第Ⅲ座標系
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図形に表示してある経緯度日値は1秒の間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は世界測地系2011による

IX-MD

事項	市名
件 名	鎌倉都市計画用途地域の変更
図面の名称	計画図
縮 尺	1/2,500
番 号	9/10
作成年月日	令和 年 月 日

国際航業株式会社調製

平成10年度 測量	1, (1)	平成10年度	丹波地区河川可航性調査(難航区全域)	C1-7-444-7445
平成16年度 修繕	2, (1)	平成16年度	丹波地区河川	丹波地区河川
平成21年度 1年 修正	3, (1)	平成21年度	丹波地区河川高橋データ(鎌倉市全域)	C7-111
平成22年度 6年 修正	4, (1)	平成22年度	丹波地区河川高橋データ(鎌倉市全域)	C12-C142
令和元年 修正	5, (1)	平成22年度	丹波地区河川高橋データ(鎌倉市全域)	C12-C142
	6, (1)	平成22年度	丹波地区河川高橋データ(鎌倉市全域)	C12-C115
	7, (1)	平成22年度	丹波地区河川高橋データ(鎌倉市全域)	C12-C115
	8, (1)	平成22年度	丹波地区河川高橋データ(鎌倉市全域)	C16-C119
	9, (1)	令和元年	丹波地区河川高橋データ(鎌倉市全域)	C16-C119
	10, (1)	令和元年	丹波地区河川高橋データ(鎌倉市全域)	C16-C119

(1) この地図・成果は測量法の公共測量に関する規定に基づき自治市長の承認を得て四所市街の測量成果を複製して複製したものです。 【3】 測量部発 第44号	この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て測量成果及び測量成果を使用し得たものである。 (承認番号) 平16公認第 33号 この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を測量成果及び測量成果を使用し得たものである。 (承認番号) 平16公認第 63号 この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を測量成果を使用し得たものである。 (承認番号) 平21公認第 47号
---	---

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て四院所管の
測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平26関公第 69 号
この測量成果は、国土地理院長の承認を得て四院所管の
測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令1関公第 85 号

(原案)

I X-MD 54-1

1:2,500 都市計画基本図

I X-MD 54-1

淨明寺

